年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和８年６月 10 日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの　　２件

国 民 年 金 関 係　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2500520 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（国）第 2600004 号

第１　結論

昭和 58 年 12 月から平成元年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 58 年 12 月から平成元年３月まで

請求期間において、父親が経営していた会社を手伝うことになり、福利厚生として、父親が私の国民年金保険料を支払う約束となった。請求期間の国民年金については、父親が加入手続を行い、国民年金保険料についても、父親が納付してくれた。

関係書類は処分したため何も残っていないが、請求期間の国民年金保険料が未加入による未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、父親が請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料についても納付してくれていた旨主張しているところ、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に亡くなっており、当時の状況について確認することができない上、請求者は、これらに直接関与していないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者が初めて厚生年金保険の被保険者となった際に請求者に対して払い出された厚生年金保険の記号番号「＊」は、平成９年１月１日に基礎年金番号として付番されているところ、当該基礎年金番号により国民年金の被保険者資格を取得したのは平成 13 年１月７日（処理年月日：平成 13 年２月８日）であり、同年１月７日より前に国民年金に加入した記録はなく、請求期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、請求者が請求期間において住民登録していたとするＡ市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については保存期限が経過したため保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2500501 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600004 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 56 年 11 月 27 日から昭和 58 年１月５日まで

私は、請求期間にＢ社Ｃ営業所に入社し、運転手として配送の仕事に従事していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第３　判断の理由

請求者は、Ｂ社において、勤務初日に同乗した先輩の個人的な出来事、業務で経験したとする印象的なことを記憶していると陳述しているところ、請求者の陳述内容と請求者が同社の先輩であったと記憶している同僚の陳述内容がおおむね一致することから、期間の特定はできないものの、請求者が同社（当時は、Ａ社）に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、Ｂ社は、請求者に関する記録が残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、Ｂ社Ｃ営業所に入社したと主張していることから、請求期間当時、Ｄ地方を管轄していたＡ社において請求期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 34 名に照会を行い、18 名から回答又は陳述を得たが、請求者が同社の先輩であったと陳述した者を含めて請求者の氏名を覚えていると回答又は陳述した者はおらず、同社における請求者の勤務形態を確認することはできない。

さらに、請求者のＢ社における雇用保険の記録は確認できない上、Ａ社における請求期間の厚生年金保険被保険者原票を調査した結果、請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを認めることはできない。

なお、請求者は、前職の会社を退職後、期間を空けずにＢ社に入社した旨陳述しているものの、請求者の同社における雇用保険の記録は確認できない上、Ｅ公共職業安定所から提出された雇用保険の支給台帳全記録照会（写）によると、請求者は前職の会社を昭和56年11月26日に離職後、昭和57年４月19日に同公共職業安定所へ求職の申込みに行っており、１か月の給付制限期間（昭和57年４月26日から同年５月25日まで）を経て、同年５月26日から同年８月23日まで90日分の基本手当を受給していることが確認できる。